
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.200 2019/11/1

1 フリマアプリ等を利用される皆様へ（消費者庁リーフレット）

10月24日、伊藤消費者長官は記者会見でフリマアプリを利用されるときに、要冷蔵食品を常温配送することの危険性について、注意喚起を行うためのリーフレットを公表したと発言した。主な発言は次のとおり。

保存方法に「要冷蔵」と書いてあるものを、真空パックされているから大丈夫だろう、保冷剤を入れたから大丈夫、クール配送では、送り人を匿名にする、いわゆる匿名配送が使用できない、クール配送では配達料が高くなるといった、安全性への配慮のない理由で常温配送されているような事例が複数のフリマアプリ等において散見される。真空パックなど密閉された食品でも、保存方法と異なる温度で販売・発送した場合に、細菌が増殖し、重大な食中毒の発生につながるおそれがある。このため、要冷蔵食品を常温配送するような商品は「売らない、買わない、掲載させない」との視点から、Twitterやリーフレット等を活用したフリマアプリ等の利用者への注意喚起、フリマアプリ等を運営するプラットフォーム事業者に対し、利用者への注意喚起に関する協力要請を行った。さらに、年末のお歳暮商戦を見据えて、全国一斉に食品表示の取締り強化を図る、食品表示年末一斉取締りにおいて、全国154の地方自治体と協力し、消費者への注意喚起を行う予定。

発言要旨

<https://www.caa.go.jp/notice/statement/ito/017584.html>

リーフレット

https://www.caa.go.jp/publication/pamphlet/pdf/pamphlet_191023_0001.pdf